

下松市建設工事簡易型総合評価競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下松市が発注する建設工事に係る簡易型総合評価競争入札（以下「簡易型総合評価方式」という。）の実施に関する事務取扱いについて、法令及び他の要綱、要領に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において簡易型総合評価方式とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2（政令第167条の13により準用される場合を含む。）の規定に基づき、価格のほかに、簡易な施工計画を含む技術提案や同種工事の経験、工事成績など価格以外の技術的要素を総合的に評価し、本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(適用対象工事)

第3条 この要領は、次に定める建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

- (1) 高度な技術を要さず、技術的な工夫の余地の小さい一般的な工事
- (2) その他簡易型総合評価落札方式に適合すると認められる工事

2 前項各号に該当する工事は、下松市建設工事等指名審議会（以下「指名審議会」という。）において簡易型総合評価方式での発注を検討し、適当と認められる工事を選定するものとする。

(学識経験を有する者の意見聴取)

第4条 市長は、簡易型総合評価方式を実施するに当たり、次に掲げる場合において、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき
当該落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項
- (2) 市長は、前項の規程による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札参加者への周知)

第5条 第3条により簡易型総合評価方式で工事を発注しようとする場合は、当該入札に参加を希望する者に次の事項を周知しなければならない。

- (1) 簡易型総合評価方式である旨
- (2) 当該簡易型総合評価方式に係る落札者決定基準等
- (3) 提出を求める総合評価に係る資料の内容及び提出日等必要事項
- (4) 資料作成説明会の有無
- (5) 虚偽資料の提出に対する措置
- (6) 総合評価に係る資料を指定された日までに提出しない者の入札書は無効とする旨
- (7) その他必要と認める事項

(総合評価に係る資料の提出)

第6条 入札に参加する者は、指定された日までに、総合評価に係る資料を提出するものとする。

2 前項の規定による提出の時期については、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 一般競争入札又は条件付一般競争入札による場合は、入札参加申請書提出時
- (2) 指名競争入札による場合は、入札書提出時

3 提出された総合評価に係る資料は返却しない。また、提出された総合評価に係る資料の訂正、差し替えは認めない。

(入札)

第7条 入札後「落札保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとする。

- (1) 指名審議会において評価値及び入札参加資格の確認を行ったうえで、落札者を決定すること。
- (2) 落札者決定後、速やかに入札者全員に通知する。

2 総合評価に係る資料を前条1項により定められた日時までに提出しない者の入札書は無効とする。

(落札者決定基準)

第8条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他必要な基準を定めるものとする。

(評価基準)

第9条 評価基準は、技術力等に係る評価項目及び得点配分とする。

(1) 評価項目

評価項目は、施工計画、企業の施工実績等とし、工事の目的、内容により必要となる技術的要件に応じて設定するものとする。

(2) 加算点の算定

各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定めるものとし、評価項目毎の得点の合計により、加算点を算出する。

(評価の方法)

第10条 価格及び技術力等に係る総合評価は、標準点（100点）に前条の加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点＝標準点＋加算点

評価値＝技術評価点/入札価格

(落札者決定の方法)

第11条 落札者は、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 低入札価格調査において不落札とならないこと。

2 入札執行者は、評価値について指名審議会に諮った後、落札者を決定する。

3 落札となるべき最も高い評価値を得て入札した者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(総合評価に係る資料の審査)

第12条 総合評価に係る資料の審査は、指名審議会において行うものとする。

2 総合評価に係る資料の審査にあつては、評価項目への対応、施工の確実性等を評価し、あわせて記載事項の確認を行うものとする。

(入札結果の公表)

第13条 総合評価に係る資料の評価結果、入札価格及び評価値については公表する。

(施工の担保及び虚偽資料の提出に対する措置)

第14条 実際の施工に際しては、技術提案の内容を満たした施工がされていることを確認する。

2 技術提案の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責である場合には、再度の施工を行わせる。ただし、再度の施工が困難な、あるいは合理的ではない場合は不誠実な行為として取り扱う。また、あわせて工事成績評定の減点対象とし、加算点の範囲内で評価項目の配点に応じた工事成績評定点を減点する。

3 技術提案資料に虚偽の記載があったことが、契約後に判明した場合も同様の措置とする。

4 技術提案が不履行の場合及び虚偽の記載があった場合の措置の内容については、指名審議会に諮り決定するものとする。

(技術提案の保護)

第15条 技術提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

(総合評価に係る資料の作成費用)

第16条 入札参加者が総合評価に係る資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(その他)

第17条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年 9月1日から施行する。